

徳島市農林漁業者コロナ対策支援金

徳島市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入の減少等に直面しながら融資を受け、事業を継続しようと頑張る農林漁業者を支援するため、一時金の支給を行っています。

支給額

1事業者につき10万円

対象者

以下の要件をすべて満たした事業者が支給対象となります。

- ① 農林漁業を営んでいる者のうち、市内に住所を有する者又は市内に事務所を置く法人
- ② 令和2年11月30日までに、次のいずれかの支援策を活用し、金融機関から減収等による経営の維持安定に必要な資金の融資を受けていること
 - ア 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）
 - イ 徳島県新型コロナウイルス対策農林漁業者緊急支援事業
- ③ 過去に本支援金の給付を受けていないこと

申請受付期間

令和3年2月1日まで（当日消印有効）

申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送による申請とします。

申請書は、徳島市役所農林水産課（本館3階）で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

提出書類

- ① 徳島市農林漁業者コロナ対策支援金給付申請書
- ② 金銭消費貸借契約証書の写し
- ③ 給付申請者名義の預金通帳の写し
振込先口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人が確認できるよう、「通帳の表紙」と「表紙を開いた最初の1ページ目」をコピーしてください。

徳島市経済部農林水産課
電話 088-621-5246